

秦野市パートナーシップ宣誓制度 ご利用の手引き

秦 野 市

令和5年（2023年）6月

宣誓をお考えの皆様へ

令和5年7月1日、秦野市は、お互いを人生のパートナーとして協力し合う関係であるとお二人が宣誓されたことを証明するパートナーシップ宣誓制度を開始します。

本市として、お二人がご自分らしく生きることを応援するとともに、多様な性に関する市民の理解の促進を図り、人権を尊重し多様性を認め合う社会づくりを推進します。

秦野市パートナーシップ宣誓制度に関する皆様のご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

6月5日（月）から、宣誓日時の予約を電話で受け付けています。

お問い合わせ・ご予約先

秦野市 暮らし安心部 市民相談人権課

秦野市桜町一丁目3番2号 教育庁舎1階

電話 0463-82-7618(直通)

目 次

ページ

- 1 秦野市パートナーシップ宣誓制度とは 1
- 2 宣誓することができる方 2
- 3 パートナーシップ宣誓の手続き 3
- 4 宣誓時に必要な書類 5
- 5 宣誓後について 7
- 6 Q&A 9
- 7 秦野市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱 . . 11

1 秦野市パートナーシップ宣誓制度とは

秦野市は、「水とみどりに生まれ 誰もが輝く暮らしよい都市^{まち}」を都市像に掲げるとともに、総合計画の基本施策の一つとして、また、人権施策推進指針の基本理念として、「人権を尊重し多様性を認め合う社会づくり」を推進しています。

こうした中、性的少数者を含むカップルや婚姻届けを出していない事実婚である方は、共同生活を送っている相手との関係について周囲の人に理解されにくいという悩みを抱えています。

本市として、このような方々をご自分らしく生きることを応援するとともに、多様な性に関する市民の理解を促進するため、秦野市パートナーシップ宣誓制度を導入します(令和5年7月1日開始)。

この制度は、互いが人生のパートナーとして協力し合う関係であると二人が宣誓したことを秦野市が証明するものです。

宣誓書の受領により法律上の権利や義務が生じるものではありませんが、誰もが個人として尊重される、多様性を認めあう社会づくりを推進するものです。



2 宣誓をすることができる方

パートナーシップの宣誓をするには、次の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 民法に規定する成年(満 18 歳)に達していること。
- (2) 宣誓する相手とパートナーシップの関係※にあること。

※ パートナーシップの関係とは、「お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した二人の関係」です。

- (3) 次のいずれかに該当すること。ただし、同一住所に居住することができない特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

ア 双方が市内の同一住所に居住していること。

イ 双方または一方が市内に住所があり、他方が宣誓後3か月以内に市内の同一住所への転居(または転入)を予定していること。

- (4) 現に婚姻していないこと。
- (5) 現に宣誓する相手以外の方とパートナーシップの関係にないこと。
- (6) 宣誓する相手が近親者(民法の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族で婚姻をすることができない関係)でないこと。ただし、宣誓する相手と養子縁組をしている場合を除く。

・直系血族…祖父母、父母、子、孫等
・三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、おじ・おば、おい・めい
・直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

3 パートナーシップ宣誓の手続き

(1) 宣誓日時の予約

宣誓を希望される日の3か月前から7日前までに電話で事前予約をしてください。予約時には、次の①～④について、お伝えください。

(予約先は、市民相談人権課です。電話 0463-82-7618)

① 宣誓されるお二人の氏名

※ 通称名を使用する場合は、通称名と戸籍上の氏名を、お伝えください。

② 宣誓希望日と時間帯(午前・午後)の第三希望まで

※ 宣誓当日は、宣誓手続、要件の確認及び証明書の発行等のため、1時間以上かかることがあります。

③ お二人の日中の連絡先(電話番号)

④ 宣誓時のお二人の居住状況(例:同居、転入予定、転居予定)

(2) パートナーシップの宣誓

予約した日時に 必要書類(5ページ参照)を持参し、市が指定した場所へ、必ずお二人でお越しください。

① 提出された必要書類より、要件及び本人確認等を行います。

② 市職員の立ち合いのもと、宣誓するお二人が、それぞれ「パートナーシップ宣誓書」と「確認書兼同意書」に記入署名し、提出することで、パートナーシップ宣誓をします。

※ 「パートナーシップ宣誓書」「確認書兼同意書」は、市が用意します。

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

次の書類を交付します。ただし、同居を開始する前に宣誓をされた場合は、3か月以内に、市内での同居を証明する書類(住民票等)を提出していただいた後に交付します。

<交付するもの>

① パートナーシップ宣誓書受領証 1通

※ 宣誓書の写し(1通)を添えて交付します。

② パートナーシップ宣誓書受領証カード 希望者ごとに1通

4 宣誓時に必要な書類

宣誓時に、要件確認等のため、次の書類を提出してください。また、本人確認書類を提示してください。

(1) 住所が確認できる書類

- ① 宣誓日前3か月以内に交付された「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」をお一人1通ずつお持ちください。ただし、お二人が同一世帯の場合はお二人の情報が記載されたものを1通お持ちください。
※ 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」において、本籍、世帯主の氏名、世帯主との続柄、住民票コード、個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。
- ② 市外から転入予定の方は、①の書類のほか、転入予定であることが確認できる書類(「転出証明書」、「売買契約書の写し」、「賃貸借契約書の写し」等)をお持ちください。
- ③ 転入・転居予定者は、宣誓後3か月以内に、転入・転居後の「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」をご提出ください。

(2) 現に婚姻していないことを証明する書類

- 宣誓日前3か月以内に交付された「戸籍抄本」「戸籍記載事項証明書」または「独身証明書」を、お一人1通ずつ(または、お二人の情報が記載されている戸籍謄本等を1通)お持ちください。
- 宣誓するお二人が外国で同性婚をしている場合は、大使館等の公的な機関が発行する外国での結婚(同性婚)に係る証明書に、日本語訳を添付して提出してお持ちください。(日本語訳を添付してください)
- 外国籍の方は、宣誓するお二人が外国で結婚(同性婚)をしていない場合には、大使館等の公的な機関が発行する配偶者がいないことを確認できる書類(婚姻要件具備証明書、独身証明書等)(宣誓日以前3か月以内に発行)に、日本語訳を添付してご提出してください。

(3) 本人確認書類

宣誓時において有効な本人確認書類を提示してください。

<本人確認となる書類(例)>

- ・個人番号カード(マイナンバーカード)
- ・住民基本台帳カード【顔写真付き】
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書(平成 24 年 4 月 1 日以降に交付されたもの)
- ・パスポート(旅券)
- ・その他本人の顔写真が貼付された官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等

※上記の書類をお持ちでない方は、複数の書類の提示等で本人確認を行いますので、お問い合わせください。

(4) 通称名の使用を確認できるもの ※通称名での宣誓を希望する場合のみ

日常生活において通称名を使用している方が、宣誓書等の氏名の記載に際し通称名の使用を希望する場合は、通称名の使用を確認できる書類(社員証、学生証、郵便物等)を提示してください。

なお、宣誓書には、通称名のほか、戸籍上の氏名の記載も必要です。また、パートナーシップ宣誓書受領証等には、通称名及び戸籍上の氏名が記載されます。

5 宣誓後について

パートナーシップ宣誓書受領証等を紛失等されたとき、宣誓事項に変更があったとき、制度適用が終了したときの手続きは、次のとおりです。

来庁される前に電話で予約してください。

(市民相談人権課 電話 0463-82-7618)

また、各種申請・届出の際には、本人確認書類(6ページのとおり)の提示が必要です。

(1) パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付申請

パートナーシップ宣誓証受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードの紛失や、破損等により再交付を希望される場合は、再交付申請書を提出してください。

※紛失以外の場合は、交付済のパートナーシップ宣誓書受領証等の返還が必要です。

(2) 宣誓事項の変更の届出

氏名(通称名含む)または住所等に変更があった場合は、変更内容を確認できる書類と、交付済のパートナーシップ宣誓書受領証と宣誓書受領証カードを添えて、「パートナーシップ宣誓事項変更届」を提出してください。

(3) 宣誓制度の適用終了届、受領証等の返還

次の場合、本制度の適用が終了となります。適用終了となったパートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードを返還してください。(紛失等により返還できないときは、その旨を届け出てください。) また、適用終了となったパートナーシップ宣誓書受領証の交付番号を公表することがあります。

ア パートナーシップの関係を解消したとき(死亡した場合を含む)

イ 一方または双方が市外に転出したとき、又は、同一住所に居住しなくなったとき(単身赴任や親族の介護・看護等、一時的な場合は除く)

ウ 婚姻したとき

エ 宣誓した相手以外の者とパートナーシップの関係になったとき

オ 宣誓が無効になったとき

<宣誓が無効になるのは、次の場合です>

- ・当事者間にパートナーシップの関係がないとき
- ・宣誓書等の内容に虚偽があったとき
- ・転入または転居後に市内で同居する予定で宣誓した場合に、宣誓日から3か月以内に市内での同居を証明する書類を提出しないとき

※ 無効となったパートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードは、直ちに返還してください。

6 Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻とは、どう違うのですか？

A. 婚姻は民法に定める法律行為で、相続権や税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、多様性を認め合う社会づくりを推進するため、市の要綱に基づいて実施するものであり、法的な効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2 養子縁組をしていますが、宣誓をすることができますか？

A. 宣誓をしようとするパートナー同士が、養親と養子の関係にある場合は、宣誓をすることができます。

Q3 パートナーシップ宣誓書受領証等を提示することで、どのようなサービスを受けられますか？

A. 行政サービスでは、市営住宅や市内にある県営住宅に同居での入居申込みができます。また、市税に関する証明について、原則として、委任状を省略して申請することができます。いずれのサービスも、それぞれの要件を満たす必要があります。

また、民間事業者が提供するサービスにつきましては、事業者ごとの判断となりますので、各事業者へお問い合わせください。

Q4 宣誓の手続きに費用はかかりますか？

A. 宣誓の手続きや、パートナーシップ宣誓書受領証等の交付に費用（手数料）はかかりません。

宣誓の際にご提出いただく必要書類の交付手数料は自己負担です。

Q5 本市から宣誓書受領証の交付を受けたパートナーシップの関係にある2人が、市外へ転出する場合、本市へ宣誓書受領証等を返還する必要はありますか？

A. 本市への返還が必要です。ただし、本市とパートナーシップ宣誓制度に関する自治体間連携協定を結んだ自治体へお二人で転出し、パートナーシップの関係が継続する場合は、転出先の自治体が定める手続きと要件を満たせば、転出先の自治体が、本市が交付した宣誓書受領証等を回収するとともに、その受領証に記されている宣誓年月日を引き継いだ新たな宣誓書受領証等が交付されます。

自治体間の連携協定の運用が開始される自治体名については、後日、本市ホームページ等でお知らせします。

Q6 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか？

A. 代理人による宣誓はできません。

なお、自らパートナーシップ宣誓書等に記入することが難しい場合は、お二人の立会いのもとで、代筆していただくこともできますので、ご相談ください。

7 秦野市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱

秦野市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秦野市人権施策推進指針（平成18年1月策定）の基本理念である人権を尊重し多様性を認め合う社会づくりを推進するため、人生のパートナーの関係であると約束した2人が自分らしく生きることを応援するパートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ お互いを人生のパートナーとして尊重し、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した2人の関係（次条に規定する宣誓の要件に該当する者に限る。）をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある2人が、本市に対し、双方がお互いをパートナーであると誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓することができるのは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当すること。ただし、同一住所に居住することができない特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - ア 双方が本市の同一住所に居住していること。
 - イ 一方が本市に住民登録があり、他方が宣誓後3か月以内にその住所への転入を予定していること（以下「転入予定者」という。）。
 - ウ 双方が本市に住民登録があり、宣誓後3か月以内に本市の同一住所への転居を予定していること（以下「転居予定者」という。）。
- (3) 現に婚姻していないこと。
- (4) 現に宣誓する相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 宣誓する相手が近親者（直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族で婚姻をすることができない関係）でないこと。ただし、宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、そろって市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（第1号様式）及びパートナーシップの宣誓に関する確認書兼同意書（第2号様式）（以下これらを「宣誓書等」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、本市に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと認めるときは、宣誓をする2人の立会いの下で他者に代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3か月以内に交付されたものに限り、転入予定者の場合は、転出証明書の写し又は本市に転入予定であることが確認できる書類とする。）
- (2) 戸籍の一部事項証明書若しくは抄本又は配偶者のいないことが確認できる書類（宣誓日前3か月以内に交付されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者は、宣誓書等を提出する際に、本人であることを明らかにするため、次の各号のいずれかに掲げる書類を提示するものとする。

- (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）
- (2) 旅券（パスポート）
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国又は他の地方公共団体が発行した免許証、許可証、資格証明書等で、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本市が適当と認める書類

3 転入予定者が市内に転入したときは、宣誓書等を提出した日から3か月以内に住民票の写しその他の本市に転入したことを証明する書類を本市に提出するものとする。ただし、その期間内に提出することが困難となったときは、その旨を本市に申し出るものとする。

4 転居予定者が同一住所に転居したときは、宣誓書等を提出した日から3か月以内に住民票の写しその他の同居の事実を証明する書類を本市に提出するものとする。ただし、その期間内に提出することが困難となったときは、その旨を本市に申し出るものとする。

5 前2項ただし書の規定による申出を正当と認めるときは、同項に規定する提出期限を延長することができる。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、本市が特に理由があると認めるときに限り、

宣誓書等の氏名の記載に際し通称名（戸籍上の氏名（外国人については、これに準じるもの）に代えて広く通用している呼称をいう。以下同じ。）を使用することができるものとする。

- 2 前項の規定により通称名を用いるときは、宣誓をする際に、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

（受領証等の交付）

第6条 第4条第1項の規定による提出があったときは、その内容を確認し、第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（第3号様式。以下「受領証」という。）に提出のあったパートナーシップ宣誓証の写しを添えて、宣誓者に交付するものとする。

- 2 宣誓者が転入予定者又は転居予定者であったときは、第4条第3項又は第4項に規定する書類の提出後に受領証及び提出のあったパートナーシップ宣誓証の写しを交付するものとする。

- 3 前2項の受領証及び提出のあったパートナーシップ宣誓書の写しに加え、希望する者に対しパートナーシップ宣誓書受領証カード（第4号様式）を交付することができる。

- 4 宣誓者が前条第1項の規定により宣誓書等に通称名を用いたときは、受領証及びパートナーシップ受領証カード（以下これらを「受領証等」という。）にその通称名及び戸籍上の氏名を記載するものとする。

（受領証等の再交付）

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「受領証交付済者」という。）は、受領証等を紛失し、破損し、又は汚損したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第5号様式）により、本市に対し受領証等の再交付を申請することができる。この場合において、受領証等を紛失したときを除き、既に交付された受領証等を本市に提出するものとする。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による申請をする場合について準用する。

- 3 第1項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、受領証等を再交付するものとする。

（宣誓事項の変更）

第8条 受領証交付済者は、パートナーシップ宣誓書の記載事項に変更（通称名の使用の変更を含む。）があったときは、パートナーシップ宣誓事項変更届（第6号様式）に既に交付された受領証等を添えて、本市に届け出るものとする。この場合において、変更の事実を確認できる書類等を提出し、又は提示するものとする。

る。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による申請をする場合について準用する。

3 第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更があったと認めるときは、その届出者に変更後の受領証等を交付するものとする。

(宣誓の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

(1) 当事者間にパートナーシップの関係がないとき。

(2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。

(3) 第4条第3項又は第4項の規定による転入を証明する書類又は同居の事実を証明する書類を提出しないとき。

(宣誓制度の適用終了及び受領証等の返還)

第10条 受領証交付済者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱による宣誓制度の適用は終了するものとする。

(1) 宣誓に係るパートナーシップの関係を解消したとき（死亡した場合を含む。）。

(2) 宣誓者の一方若しくは双方が他の市区町村に転出したとき又は同一住所に居住しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。

(3) 第3条第3号又は第4号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(4) 前条の規定により宣誓が無効になったとき。

2 受領証交付済者は、前項各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓制度適用終了届兼宣誓書受領証等返還届（第7号様式）により本市に届け出るとともに、受領証等を返還しなければならない。この場合において、紛失等により受領証等を返還できないときは、その旨を本市に申し出るものとする。

(宣誓制度の適用終了に係る交付番号の公表)

第11条 前条第1項の規定により宣誓制度の適用を終了したときは、その受領証等の交付番号（受領証等に付与された番号をいう。）を公表することができる。

(書類の保存)

第12条 この要綱により提出のあった宣誓書等その他の書類は、第10条第1項の規定により宣誓制度の適用を終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

秦野市パートナーシップ宣誓制度 ご利用の手引き

令和5年(2023年)6月

秦野市暮らし安心部市民相談人権課

秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-82-7618(直通)

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp>